## 水道法第4条に基づく水質基準

## ○ 健康に関連する項目(29項目)

	項目名	基準値		項目名	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成 される集落数が	15	ジクロロメタン	0.02mg/Q以下
	別又 が山 (本)	100以下であること	16	シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.04mg/Q以下
2	大腸菌群数	検出されないこと	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/Q以下
3	カドミウム	0.01mg/Q以下	18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/Q以下
4	水銀	0.0005mg/l以下	19	トリクロロエチレン	0.03mg/Q以下
5	セレン	0.01mg/Q以下	20	ベンゼン	0.01mg/Q以下
6	鉛	0.01mg/Q以下	21	クロロホルム	0.06mg/Q以下
7	ヒ素	0.01mg/0以下	22	ジブロモクロロメタン	0.1mg/Q以下
8	六価クロム	0.05mg/Q以下	23	ブロモジクロロメタン	0.03mg/Q以下
9	シアン	0.01mg/0以下	24	ブロモホルム	0.09mg/U以下
10	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/Q以下	25	総トリハロメタン	0.1mg/0以下
11	フッ素	0.8mg/0以下	26	1, 3-ジクロロプロペン(DD)	0.002mg/Q以下
12	四塩化炭素	0.002mg/Q以下	27	シマジン(CAT)	0.003mg/Q以下
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/Q以下	28	チウラム	0.006mg/Q以下
14	1, 1-シ゛クロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	29	チオベンカルブ	0.02mg/Q以下

### ○水道水が有すべき性状に関連する項目(17項目)

	項目名	基準値		項目名	基準値
30	亜鉛	1.0mg/Q以下	39	1, 1, 1ートリクロロエタン	0.3mg/0以下
31	鉄	0.3mg/Q以下	40	フェノール類	0.005mg/l以下
32	銅	1.0mg/Q以下	41	有機物等(過マンガン 酸カリウム消費量)	10mg/Q以下
33	ナトリウム	200mg/Q以下	42	pH値	5.8以上8.6以下
34	マンガン	0.05mg/以下	43	味	異常でないこと
35	塩素イオン	200mg/Q以下			異常でないこと
36	カルシウム、		44	臭気	共吊しないこと
	マグネシウム等 (硬度)	300mg/Q以下	45	色度	5度以下
			46	濁度	2度以下
37	蒸発残留物	500mg/Q以下			
38	陰イオン界面活性剤	0.2mg/Q以下			

#### 水質基準を補完する項目

#### ○快適水質項目(13項目)

	項目名	目標値		項目名	目標値
1	マンガン	0.01mg/Q以下	7	遊離炭酸	20mg/Q以下
2	アルミニウム	0.2mg/Q以下	8	有機物等 (過マンガン酸 カリウム消費量)	3mg/l以下
3	残留塩素	1mg/Q程度以下	9		10mg / 0 PL F
		粉末活性炭処理 0.00002mg/Q以下	9	カルシウム マグネ シウム等 (硬度)	10mg/0以上 100mg/0以下
4	2-メチルイソ ボルネオール	0.00002mg/t以下   粒状活性炭等   恒久施設   0.00001mg/t以下	10	蒸発残留物	30mg/Q以上 200mg/Q以下
5	ジェオスミン	粉末活性炭処理 0.00002mg/&以下 粒状活性炭等	11	<b>濁</b> 度	給水栓で1度以下 送配水施設入口で 0.1度以下
5		恒久施設 0.00001mg/0以下	12	ランゲリア指数 (腐食性)	-1度程度以上とし極力 0 に近づける
6	臭気強度(TON)	3以下	13	p H値	7.5程度

- 注1)マンガン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、 蒸発残留物、濁度及びpH値については、基準項目であるが、より質の高い水道水の目標とする値と して別途設定した。
- 注2)残留塩素については、消毒の確実な実施を前提として目標値を活用すること。

#### ○監視項目(35項目)

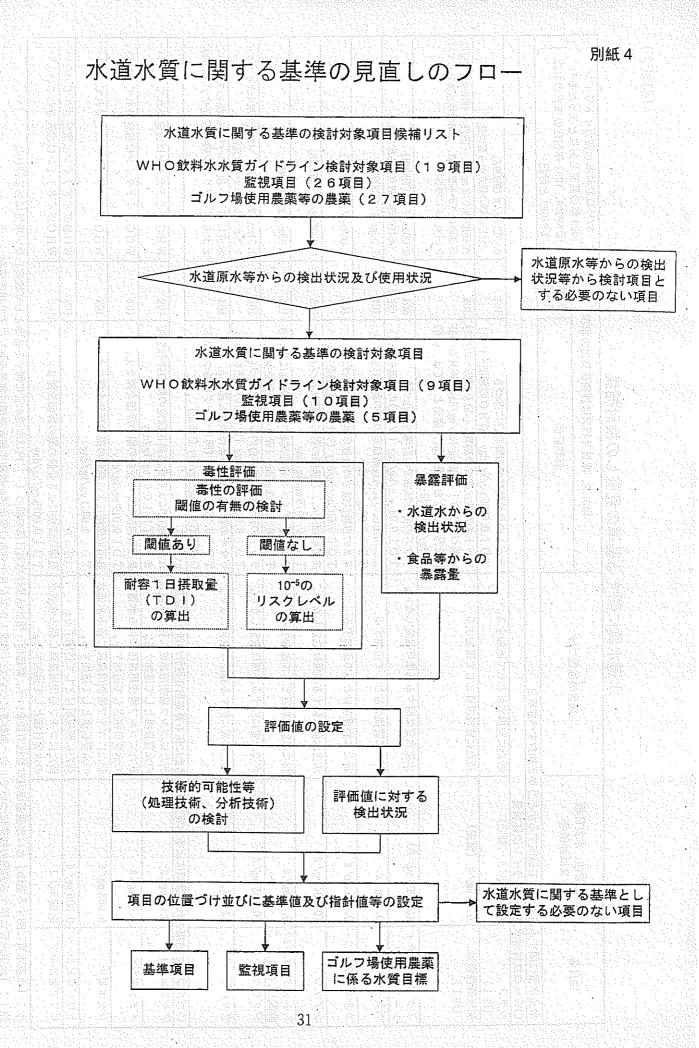
	項目名	指 針 値		項目名	指 針 値
1	トランス-1,2-シ、クロロエチ レン	0.04mg/Q以下	19	抱水クロラール	0.03mg/ℓ以下(暫定)
2	トルエン	0.6mg/Q以下	20	イソキサチオン	0.008mg/Q以下
3	キシレン	0.4mg/Q以下	21	ダイアジノン	0.005mg/Q以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.3mg/Q以下	22	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/Q以下
5	1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/Q以下(暫定)	23	イソプロチオラン	0.04mg/Q以下
6	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/Q以下	24	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/l以下
7	ニッケル	0.01mg/Q以下(暫定)	25	プロピザミド	0.05mg/Q以下
8	アンチモン	0.002mg/Q以下(暫定)	26	ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/Q以下
9	ほう素	1mg/Q以下	27	フェノフ゛カルフ゛(BPMC)	0.03mg/Q以下
10	モリブデン	0.07mg/Q以下	28	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001mg/ℓ以下
11	ウラン	0.002mg/Q以下(暫定)	29	イプ ¤ベンホス (IBP)	0.008mg/Q以下
12	亜硝酸性窒素	0.05mg/Q以下(暫定)	30	EPN	0.006mg/Q以下
13	二酸化塩素	0.6mg/Q以下	31	ベンタゾン	0.2mg/0以下
14	亜塩素酸イオン	0.6mg/Q以下	32	カルボフラン	0.005mg/Q以下
15	ホルムアルデヒド	0.08mg/Q以下(暫定)	33	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	0.03mg/ℓ以下
16	ジクロロ酢酸	0.02mg/Q以下(暫定)	34	トリクロピル	0.006mg/Q以下
17	トリクロロ酢酸	0.3mg/Q以下(暫定)	35	ダイオキシン類	1pg-TEQ/Q以下(暫定)
18	シ゛クロロアセトニトリル	0.08mg/Q以下(暫定)			

(最近改正平成12年9月11日)

- 注1) CNPについては、「クロルニトロフェン(CNP)について」(平成6年3月8日衛水第56号)による。
- 注2) 毒性評価の確定していない項目の指針値については、暫定値であることを明示した。

#### ゴルフ場吏用農薬にかかる水道水の水質目標

対象農薬	水質目標
(殺虫剤)	
イソフェンホス	0.001mg/L 以下であること
クロルピリホス	0.004 "
トリクロルホン(DEP)	0.03 "
ピリダフェンチオン	0.002 "
アセフェート	0.08 "
(殺菌)	
イプロジオン	0.3mg/ L 以下であること
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004 "
オキシン銅(有機銅)	0.04 "
キャプタン	0.3 "
クロロネブ	0.05 "
トルクロホスメチル	0.08 " 0.2 "
フルトラニル  ペンシクロン	0.04 "
メプロニル	0.04 "
ベンロール   メタラキシル	0.05 "
<b>プリンインル</b>	0.00 "
(除草剤)	
アシュラム	0.2mg/ L 以下であること
テルブカルブ(MBPMC)	0.02 "
ナプロパミド	0.03 "
ブタミホス	0.004 "
ベンスリド(SAP)	0.1 "
ペンディメタリン	0.05 "
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08 "
メコプロップ (MCPP)	0.005 "
メチルダイムロン	0.03 "
ジチオピル	0.008 "
ピリブチカルブ	0.02 "



## 表3-1 水質検査項目の性格及び省略についての考え方(例)

項目	工程管理上の必要性等	検査の頻度	省略の可 能性 <sup>1)</sup>	検査主体2)
色又は色度	マンガン等の除去が適 切に行われているか確 認するために必要。	毎日検査	省略不可	原則として 自主検査
濁り又は濁度	凝集沈殿処理等が適切 に行われているか確認 するために必要。	毎日検査	省略不可	原則として 自主検査
消毒の残留効果	細菌等の消毒が行われ、かつ、塩素が保持されていることを確認するために必要。	毎日検査	省略不可	原則として 自主検査
臭気、味、pH値	原水に異常がなく、浄水処理が適切に行われていることを確認するために必要。 (ただし、pHについては機器分析でなくとも、pHの程度が分かれば十分である。)	毎月検査	省略不可	原則として 自主検査
一般細菌、大腸菌群数	病原生物に汚染されたことを疑わせる様な細菌等の消毒が確実に行われていることを確認するために必要。	毎月検査	省略不可	外 部 委 託可能
塩素イオン、過 マンガン酸カ リウム消費 量、硝酸性窒素 及び亜硝酸性 窒素	病原生物に汚染された ことを疑わせるような 塩素イオン等の物質を 含む場合においても、 浄水処理が適切に行わ れ、これらがほとんど 含まれていないことを 確認するために必要。	毎月検査	省略不可	外 部 委 託 可能
亜鉛、鉄、銅、マンガン、	浄水処理が適切に行われ、着色の原因となる物質がほとんど含まれていないことを確認するために必要。	毎月検査	省略可能	外部委託可能
ナトリウム、硬度(カルシウム・マグネシウム等)、 蒸発残留物、	浄水処理が適切に行われ、異常な味の原因となる物質がほとんど含まれていないことを確認するために必要。	毎月検査	省略可能	外部委託可能

表3-1 水質検査項目の性格及び省略についての考え方(例) (前頁のつづき)

項目	工程管理上の必要性等	検査の頻度	省略の可	検査主体 <sup>2)</sup>
	上住旨は上の必安任寺	恢旦の娯反	自唱の可 能性 <sup>1)</sup>	快旦工体
1,1,1-トリクロロエタ	浄水処理が適切に行わ	毎月検査	省略可能	外部委託
ソ、フェノール	れ、異常なにおいの原			可能
類、	因となる物質がほとん			
	ど含まれていないこと			
	を確認するために必 要。			
	_ <del>女。</del> 発泡の原因となる物質	毎月検査	省略可能	外部委託
陰イオン界面	がほとんど含まれてい	サク1人日		可能
活性剤	ないことを確認するた			ם אני
7412713	めに必要。			
	<b>のに対</b> 及。			
健康に関連す	一般的には濃度の変化	毎月検査	省略可能	外部委託
る無機物(シア	は少ないと考えられ、			可能
ン、水銀を除	水道水源の環境、浄水			
く)、一般有機	処理等の条件によって			
化学物質、消毒	影響を受け得るもので			
副生成物、農薬	あり、また、長期的な			
(25項目)	検査結果から評価すべ			
	き項目であり、日々の			
	工程管理には必要な			
	<i>د</i> ١.			
シアン、水銀	シアン、水銀について	毎月検査	省略可能	外部委託
	は、短期的な検査結果			可能
	から評価すべき項目と			
	して扱われている。			

注1)省略の可能性:省略可能とされている条件については表2-1参照

注2)検査主体:現状では、全ての項目について外部委託が可能

表3-2 浄水での原水種別毎の基準項目検出状況(平成10年度の検出最大値が基準値の10%を超えた件数及び割合)

		基準値	全体		表流水		ダム・湖沼	7K	地下水	
	水質項目	(mg/l)	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
	カドミウム	0.01	4/5,605	0.07	0/850	0.00	1/236	0.42	2/2,864	0.07
重	水銀	0.0005	7/5,605	0.12	2/849	0.24	1/236	0.42	3/2,865	0.10
金	セレン	0.01	22/5,606	0.39	3/850	0.35	0/236	0.00	17/2,865	0.59
属	全口	0.05	111/5,606	1.98	16/850	1.88	11/236	4.66	53/2,865	1.85
	と素	0.01	447/5,607	7.97	32/851	3.76	4/236	1.69	313/2,865	10.92
	六価クロム	0.05	10/5,606	0.18	2/850	0.24	1/236	0.42	5/2,865	0.17
	シアン	0.01	20/5,606	0.36	4/850	0.47	0/236	0.00	7/2,865	0.24
物質	フッ素	0.8	2,860/5,650	50.62	333/854	38.99	54/240	22.50	1,684/2,887	58.33
<b>—</b>	四塩化炭素	0.002	1,886/5,612	33.61	241/851	28.32	70/237	29.54	979/2,867	34.15
般	1,2-ジクロロエタン	0.004	18/5,605	0.32	2/850	0.24	0/236	0.00	10/2,865	0.35
有	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0/5,606	0.00	0/850	0.00	0/236	0.00	0/2,865	0.00
機	ジクロロメタン	0.02	6/5,606	0.11	0/850	0.00	0/236	0.00	4/2,865	0.14
化	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04	1/5,606	0.02	0/850	0.00	1/236	0.42	0/2,865	0.00
学	テトラクロロエチレン	0.01	8/5,606	0.14	0/850	0.00	0/236	0.00	6/2,865	0.21
物	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	29/5,606	0.52	0/850	0.00	0/236	0.00	20/2,865	0.70
質	トリクロロエチレン	0.03	4/5,606	0.07	0/850	0.00	0/236	0.00	3/2,865	0.10
****	ベンゼン	0.01	34/5,606	0.61	0/850	0.00	0/236	0.00	29/2,865	1.01
消毒	クロロホルム	0.06	4/5,606	0.07	0/850	0.00	0/236	0.00	2/2,865	0.07
	ジブロモクロロメタン	0.1	1,931/5,610	34.42	543/851	63.81	168/237	70.89	369/2,866	12.88
生	ブロモジクロロメタン	0.03	324/5,608	5.78	56/851	6.58	18/237	7.59	80/2,864	2.79
成	ブロモホルム	0.09	2,110/5,609	37.62	534/851	62.75	182/237	76.79	512/2,865	17.87
物	総トリハロメタン	0.1	131/5,606	2.34	26/851	3.06	2/237	0.84	36/2,862	1.26
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	2,257/5,610	40.23	565/851	66.39	188/237	79.32	560/2,866	19.54
	シマジン	0.003	2/5,603	0.04	1/847	0.12	0/237	0.00	1/2,864	0.03
薬	チウラム	0.006	1/5,595	0.02	0/847	0.00	0/237	0.00	1/2,861	0.03
	チオベンカルブ	0.02	0/5,595	0.00	0/847	0.00	0/237	0.00	0/2,861	0.00
_	亜鉛	1.0	1/5,595	0.02	0/847	0.00	0/237	0.00	1/2,861	0.03
重	鉄	0.3	51/5,606	0.91	7/848	0.83	2/236	0.85	26/2,866	0.91
	銅	1.0	1,201/5,631	21.33	222/851	26.09	63/239	26.36	598/2,880	20.76
属	ナトリウム	200	6/5,607	0.11	1/849	0.12	1/236	0.42	4/2,866	0.14
ATT 1414	マンガン	0.05	913/5,608	16.28	2/849	0.24	31/236	13.14	476/2,866	16.61
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	496/5,618	8.83	66/851	7.76	24/236	10.17	277/2,872	9.64
	蒸発残留物	500	1,523/5,651	26.95	245/853	28.72	80/240	33.33	654/2,888	22.65
	陰イオン界面活性剤	0.2	4,268/5,631	75.79	524/850	61.65	157/239	65.69	2,460/2,881	85.39
物質	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	5,236/5,611	93.32	759/850	89.29	215/236	91.10	2,782/2,869	96.97
	フェノール類 <sup>注2)</sup> 水源種別は ダム放流 素流水(F	0.005	246/5,606	4.39	82/848 辺水を「ダム・3	9.67	8/236 伏海水 浅共三	3.39	60/2,866 キョルを「地下水	2.09

注1)水源種別は、ダム放流、表流水(自流)を「表流水」、ダム直接、湖沼水を「ダム・湖沼水」、伏流水、浅井戸水、深井戸水を「地下水」としてしており、 その他には湧水、原水受水、浄水受水がある。

(「今後の水道水質管理のあり方について」(生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会(平成12年3月)より抜粋)

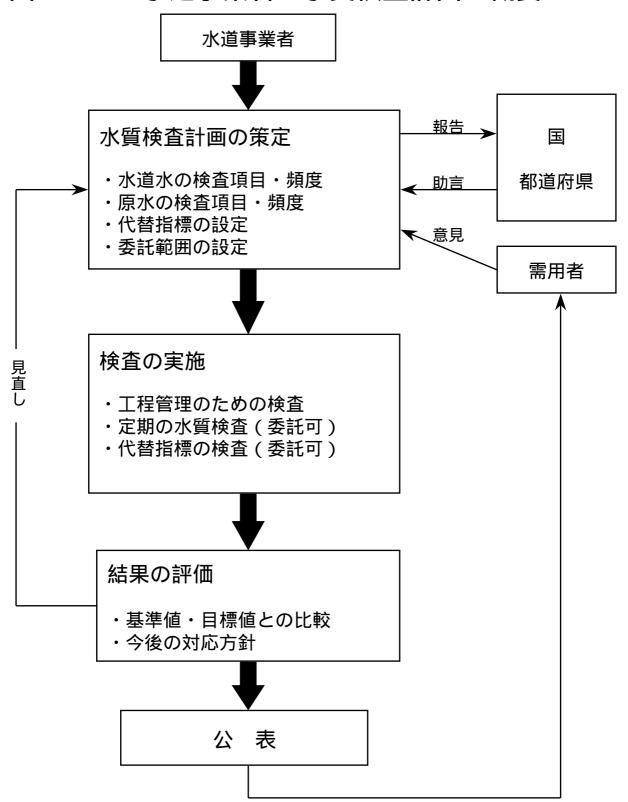
注2)フェノール類については、基準値と定量下限値が同じため、最大値が基準値超過の割合及び件数とする。

表3-3 水道水質基準項目の代替指標として考えられる項目

名称	代替する水質基準項目	説明	備考
電気伝導度	無機物質	連続自動測定が可	
		能、一部の事業体で	
		工程管理のために導	
		入済み	
バイオセンサー	有害物質	コイセンサー等導入	バイオテクノロジー
		済みのものあり	の活用により、今後
			様々なセンサーが開
			発されると考えられ
			る。
アンモニア濃度、	有機物質	いずれも連続測定可	
TOC, DO, COD,		能、有機物質の同定	
UV		は不可能、	
微粒子計	濁度	連続測定可能、実用	
		化済	
рН	無機物質	水質基準項目、連続	
		測定可能	

(「今後の水道水質管理のあり方について」(生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会(平成12年3月)より 抜粋)

# 図4-1 水道事業者の水質検査計画の概要 別紙6



(「今後の水道水質管理のあり方について」(生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会(平成12年3月)より抜粋)

#### (参考)

#### 水道水質に関する基準の見直し等に係る検討課題(試案)

- . 基本的考え方
- 1.水質基準のあり方・性格
- 2.地域性・効率性を踏まえた柔軟な基準
  - (1) 必須基準項目
  - (2) 選択基準項目(検査を省略することのできる項目)
  - (3) 水質検査計画
- 3. 逐次改正方式 (Rolling Revision)
  - (1) 逐次改正方式
  - (2) 検討開始のための要件
  - (3) 水質基準設定のための要件
  - (4) 国・地方公共団体による水質監視
- 4. 水質基準設定に当たっての考え方
  - (1) 微生物に係る基準 危害分析・重要管理点(HACCP)による管理 水質基準の性格
  - (2) 化学物質に係る基準

毒性評価

暴露分析

処理技術、検査技術の考慮

基準の設定

(3) 性状 (Acceptability)に係る基準

#### 5. 水質検査

- (1) 水質検査方法
- (2) 水質検査の品質保証(QA/QC)
- (3) 水質検査のためのサンプリング / 評価基準
- (4) 水質検査計画
- . 水質基準
- 1.微生物に係る基準
  - (1) HACCP による管理
  - (2) 水質基準
- 2. 化学物質に係る基準
  - (1) 無機化学物質
  - (2) 有機化学物質
  - (3) 消毒副生成物
  - (4) 農薬
- 3.性状に係る基準
- 4. 水質検査法
  - (1) 微生物に係る基準
  - (2) 化学物質に係る基準
  - (3) 性状に係る基準
- . 水質検査及び評価
- 1.水質検査における品質保証(QA/QC)
  - (1) 内部精度管理のあり方

- (2) 外部精度管理のあり方
- (3) 20条機関における精度管理のあり方
- (4) 水道事業体における精度管理のあり方
- 2. 水質検査のためのサンプリング / 評価
  - (1) 水質検査のためのサンプリング指針
  - (2) 水質検査のための評価指針
- 3. 水質検査計画
  - (1) 必須基準項目
  - (2) 選択基準項目
  - (3) 水質検査計画の作成
- 4.情報公開
- . 水質管理手引書(日本版"Health Advisory")の作成
- . 34 条機関の登録基準
- 1.貯水槽水道の管理のあり方
- 2.貯水槽水道における34条機関の役割・あり方
- 3.34条機関の登録基準/登録検査のあり方
- . 今後の課題